

妊婦健康診

妊婦健康診査は、お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをチェックするためのものです。特に貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの病気はおなかの赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうこともあります。妊娠中は母体に変化が起これやすく、自覚症状がなくてもトラブルが隠れていることもあります。妊婦健診で行う検査は、どれも母体と赤ちゃんの健康状態を確かめるために大事なものですので、定期的に受診しましょう。

妊婦健診は、妊娠初期から23週までは月に1回、24週から35週までは2週間に1回、36週から出産までには週に1回、合計14回程度受けるのが望ましいとされています。妊娠かな？と思ったらまずは受診しましょう！妊娠とわかったら、すみやかに健康管理課（健康づくりセンタープラム）に妊娠の届出を行い「母子健康手帳」の交付を受けて下さい。また、妊婦届出時に妊婦健診を公費の補助で受けられる受診票や保健師・栄養士の相談、パパママ教室の紹介、各種の情報提供が受けられますので早めに届出をしましょう。



病院を受診する時や外出する場合などは必ず携帯するようにして下さい。

今年度から受診票が変わります

受診票は5回分（母子手帳別冊1）です。受診票使用の際に、問診・診察料で自己負担額が生じた場合、3,000円を限度に助成します。母子健康手帳と領収書・印鑑・振込先の名義と口座番号を用意し健康管理課へ申請して下さい。

平成19年度は受診票2回分（母子手帳別冊1）＋償還払い3回分（窓口申請）の計5回でした。

平成19年度に母子健康手帳の交付を受けた方も、新しい受診票と差し替えますので健康管理課へおいでください。

◆問い合わせ

健康管理課
☎3400

公費負担分の健診項目

一回目	二回目	三回目	四回目	五回目	妊娠36週前後
①問診と診察・血圧・体重測定 ②梅毒血清反応検査 血液検査 その他	①の項目と 尿化学検査	①の項目と 尿化学検査 血液検査	①の項目と 尿化学検査 血液検査・超音波検査（35歳以上）	①の項目と 尿化学検査 血液検査	①の項目と 尿化学検査 血液検査

※公費負担分の健診項目以外の検査・保険診療分は、該当になりません。

はり・きゅう・マッサージ 利用助成券の申請

町内にお住まいの65歳以上の方が、はり・きゅう・マッサージを受ける場合、1回1,000円、年間で最高24回まで助成（町に登録のある施設で利用可）が受けられます。助成券の発行枚数は申請月によって変わります。

- 申請先 福祉課
- 持参するもの 印鑑・生年月日の確認ができるもの
- ◆問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257

4月から葬祭費の額が変わります

国民健康保険に加入している方が死亡したとき、葬儀を行った方に支給される葬祭費の支給額は7万円から5万円に変わります。

※死亡日が、平成20年3月31日以前の場合は7万円が支給されます。

お詫びと訂正

3月号でお知らせしたP3「出産育児一時金の受け取り代理制度」中、平成20年4月からの表の③差額の支払の正しくは、（5万円）でした。訂正してお詫びいたします。